

○自主防犯パトロールに使用する自動車への青色回転灯の装備等に関する証明等事務処理要領

平成16年11月30日

生 安 第 4 4 6 7 号

警 察 本 部 長

自主防犯パトロールに使用する自動車への青色回転灯の装備等に関する証明等事務処理要領の制定について(通達)

警察庁と国土交通省との申合せが締結されたことに伴い、一定の要件の下、地方自治体、ボランティア団体等が、自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯を装備することが可能になったことから、みだしの要領を別添のとおり制定し、平成16年12月1日から実施することとしたから、事務処理上誤りのないようにされたい。

別添

自主防犯パトロールに使用する自動車への青色回転灯の装備等に関する証明等事務 処理要領

第1 趣旨

この要領は、民間団体、地方公共団体等が、自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯を装備する場合にあらかじめ必要な警察の証明及び青色防犯パトロールを実施する際に必要な標章等の発行事務等に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成18年第2567号〕

第2 定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ定めるところによる。

- (1) 自主防犯パトロール 専ら地域の防犯のために自主的に行う防犯パトロールをいい、配達、通勤その他の私的な業務を兼ねて行うもの及び防犯活動に名を借りて自らの団体の存在をアピールするものを含まない。
- (2) 青色回転灯装備車 青色回転灯を装備する自動車をいう。
- (3) 青色防犯パトロール 青色回転灯装備車を使用し、かつ、青色回転灯を点灯させて行う自主防犯パトロールをいう。
- (4) 実演等 自主防犯活動の活性化に寄与するため、青色回転灯装備車により行う実演、出発式、パレード、合同パトロール等をいう。

一部改正〔平成18年第2567号〕、全部改正〔平成25年第4131号〕

第3 警察の証明

1 証明の要件

警察本部長は、自主防犯パトロールを行う団体その他の組織（以下「団体」という。）であって、次のいずれにも適合していると認めるものについて、青色防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明を行うものとする。

なお、証明に当たっては、団体の公益性、組織性、自主防犯パトロールの持続可能性等を総合的に勘案した上で、判断すること。

- (1) 団体が次のいずれかに該当すること。

ア 埼玉県又は埼玉県内の市町村

イ 埼玉県知事、警察本部長若しくは警察署長又は埼玉県内の市町村長（以下「埼玉

玉県知事等」という。)から防犯活動の委嘱を受けた団体又は埼玉県知事等から防犯活動の委嘱を受けた者により構成される団体

ウ 地域安全活動を目的とする一般社団法人、一般財団法人若しくは特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の法人又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の市町村長の認可を受けた地縁による団体

エ 前記アからウまでと同等に自主防犯パトロールを適正に行うことができると認められる団体

オ 前記アからエまでのいずれかから防犯活動の委託を受けた団体

(2) 自主防犯パトロール活動の実績及び計画に照らし、原則として週1回以上の青色防犯パトロールの実施が見込まれること。

(3) 青色防犯パトロールに関する講習を受講していることなどから、青色防犯パトロールを実施しているときに予想される地域住民からの急訴事案、犯罪の目撃事案等に対し、警察へ通報するなど、適切に対応できると認められること。

(4) 団体又はその構成員が違法行為を行うおそれがないこと。

(5) 申請に係る青色防犯パトロールの実施地域が、パトロールを実施する人数等に照らして適正であること。

(6) 青色防犯パトロールが次に掲げる事項に反しない方法で実施されると認められること。

ア 青色回転灯は自動車の屋根に1個又は1体のみ装備して使用すること（マグネット等による着脱容易な取付けも可能）。

イ 自主防犯パトロール中以外では青色回転灯を点灯させないこと。ただし、第5の3(1)又は(2)の規定により警察本部長が認めた実演等を行う場合は、この限りでない。

ウ 自動車の車体に団体の名称及び自主防犯パトロール中であることを明示すること。

エ 青色回転灯は、その光源が点滅するものではなく回転式の構造であること。

オ 青色回転灯を点灯させて運行する場合は、警察本部長が発行する青色防犯パトロールを実施する車両であることを証する標章（別記様式第1号。以下「標章」という。）を後方から見えるように掲示すること。

カ 青色回転灯を点灯させて運行する場合は、パトロールの実施者は、警察本部長が発行する青色防犯パトロールを実施する者であることを証するパトロール実施者証（別記様式第2号。以下「実施者証」という。）を携行すること。

キ 警察本部長が認めた地域以外では青色防犯パトロールを行わないこと。ただし、第5の3(1)又は(2)の規定により警察本部長が認めた実演等を行う場合は、この限りでない。

2 申請の窓口

証明の申請の窓口は、青色防犯パトロールを行う地域を管轄する警察署の生活安全課とする。この場合において、青色防犯パトロールに係る地域が2以上の警察署の管轄にわたるときは、いずれか1つの警察署の生活安全課が申請の窓口となるものとする。

3 申請の受理

警察署長は、証明の申請をしようとする団体の代表者から申出があったときは、次により申請を受理するものとする。

(1) 申請をしようとする団体が使用する自動車（申請をしようとする団体が他の団体と共通の自動車を使用する場合は、当該共通の自動車を含む。）全てについて証明申請書（別記様式第3号）に記載させ、次に掲げる書類を添付させて提出させること。

ア 団体・青色防犯パトロールの概要（別記様式第4号）

イ 青色防犯パトロール実施者名簿（別記様式第5号）

ウ 誓約書（別記様式第6号）

エ 青色回転灯を装備しようとする自動車の自動車検査証又は軽自動車届出済証（以下「車検証等」という。）の写し

オ 青色回転灯の取付位置並びに灯火のおおむねの大きさ及び形状が分かる程度の図面又は写真、取り付ける青色回転灯の光度等が分かる資料等

カ 団体の名称及び自主防犯パトロール中であることの表示の大きさ及び形状が分かる資料

キ 申請をしようとする団体が、青色防犯パトロールに使用する自動車を他の個人、法人、団体等から借り受ける場合（当該申請をしようとする団体の構成員が使用

- する車両を借り受ける場合を除く。)は、当該自動車についての使用承諾書
- (2) 団体の形式的要件を満たしている場合で、申請書類に不備がないときはこれを受理し、申請をした団体(以下「申請団体」という。)が主体の適格性を有しているかどうかを確認の上、警察署申請受付管理票(別記様式第7号)に記載し、証明申請書類送付書(別記様式第8号)を添付して生活安全部生活安全総務課長(以下「生活安全総務課長」という。)を経て送付すること。
 - (3) 前記(2)の送付を受けた生活安全総務課長は、警察本部申請受付管理票(別記様式第9号)に記載して管理すること。

4 講習

- (1) 警察署長は、申請の受理に当たっては、申請団体が、自主防犯パトロールの実績、経験等について十分であると認められる場合を除き、青色防犯パトロールにおける留意事項等についての講習(以下「青色防犯パトロール講習」という。)を受講させ、その受講の有無、防犯活動の実績等を含めて対応能力について判断するものとする。
- (2) 警察署長は、申請団体が青色防犯パトロールを開始した以降においても、適切な青色防犯パトロールの継続性を確保するために、青色防犯パトロールの実施者に対して、年1回以上、活動に必要な情報を提供するとともに、おおむね3年が経過するまでの間ごとに青色防犯パトロール講習を受講させるものとする。
- (3) 青色防犯パトロール講習の実施者は、警察本部又は警察署の生活安全部門を担当する警察官とする。
- (4) 警察署長は、青色防犯パトロール実施者が前記(2)の講習を受講しない場合は、講習の必要性を説明するなどして受講を促すものとするが、受講することができないと認められるときは、証明の適否について再度検討するものとする。

一部改正〔平成17年第1113号、18年第2567号、20年第3307号、25年第4131号、26年第2033号、28年第2932号、30年第792号〕

第4 証明書の発行及び交付

1 証明書の発行

前記第3の3(2)により申請書類の送付を受けた警察本部長は、申請内容を審査し、申請団体が第3の1に掲げる全ての要件に適合していると認めるときは、証明書(別

記様式第10号)、標章及び実施者証(以下これらを「証明書等」という。)を発行し、申請を受けた警察署長(以下「受理署長」という。)宛て送付するものとする。この場合において、生活安全総務課長は、団体管理票(別記様式第11号)、証明書管理票(別記様式第12号)及び警察本部青色防犯パトロール管理票(別記様式第13号)に記入し、団体の概要、証明書記載事項等を管理するものとする。

なお、複数の団体が共通の自動車をしようする場合であっても、証明の適否は、申請団体ごとに審査する。

2 証明書等の交付

証明書等の送付を受けた警察署長は、申請団体に対し、証明書等を交付するものとする。この場合において、受理署長は、申請団体に対し、次の事項を教示するとともに、警察署青色防犯パトロール管理票(別記様式第14号)に必要事項を記載した上、交付した旨を生活安全総務課長宛て連絡すること。

- (1) 証明書の交付を受けた申請団体は、各自動車の使用者を伴って、各自動車単位に埼玉運輸支局又は自動車の使用の本拠の位置を管轄する自動車検査登録事務所(軽自動車にあつては、軽自動車検査協会。以下「運輸支局等」という。)において、車検証等に「自主防犯活動用自動車」との記載を受けること。
- (2) 車検証等の記載事項の変更手続は、証明書発行の日から起算して15日以内に行わなければならないこと。

3 不可の通知

警察本部長は、申請内容が第3の1に掲げる要件に適合しないと認めるときは、証明不可通知書(別記様式第15号)により、申請団体に通知するものとする。この場合において、生活安全総務課長は、証明不可通知管理票(別記様式第16号)を作成すること。

一部改正〔平成17年第1113号・第3357号、18年第2567号、25年第4131号、26年第2033号、30年第792号〕

第5 証明書の記載事項変更等

1 証明書の記載事項変更

- (1) 警察署長は、証明書の交付を受けた団体(以下「認定団体」という。)から、当該証明書に記載された団体の名称又は代表者、自動車の所有者、パトロール実施地

域等の変更（以下「記載事項変更」という。）を行おうとする旨の申請を受けたときは、証明書記載事項変更申請書（別記様式第17号）、証明書の写し及び必要な書類を提出させ、青色回転灯に係る証明書記載事項等変更書類送付書（別記様式第18号）に添付して、生活安全総務課長を経て送付するものとする。

- (2) 警察本部長は、記載事項変更の申請の内容が、第3の1に掲げる全ての要件に適合していると認めるときは、当該変更を認め、新たな証明書及び標章を作成し、受理署長宛て送付するものとする。この場合において、生活安全総務課長は団体管理票、証明書管理票及び警察本部青色防犯パトロール管理票に、受理署長は警察署青色防犯パトロール管理票にそれぞれ変更に係る事項を記載すること。
- (3) 受理署長は、変更前の証明書及び標章と引替えに新たな証明書及び標章を(1)の認定団体に交付するとともに、変更前の証明書及び標章を生活安全総務課長に送付すること。この場合において、(1)の認定団体に対し、新たな証明書を運輸支局等に提示し、車検証等の記載事項の変更手続を行うよう教示するものとする。

2 パトロール実施者の変更

- (1) 警察署長は、認定団体から、証明を受けた自動車のパトロール実施者の変更を行おうとする旨の申請を受けたときは、パトロール実施者変更申請書（別記様式第19号）及びパトロールを実施しないこととなる者の実施者証を提出させ、新たなパトロール実施者の適性について、青色防犯パトロール講習の受講の有無、防犯活動の実績等を含めて対応能力について判断した上で、青色回転灯に係る証明書記載事項等変更書類送付書に添付して、生活安全総務課長を経て送付するものとする。
- (2) 警察本部長は、申請書類を審査の上、新たに実施者証を発行し、受理署長を経て申請をした認定団体に交付するものとする。この場合において、生活安全総務課長は警察本部青色防犯パトロール管理票の記載事項、受理署長は警察署青色防犯パトロール管理票の記載事項をそれぞれ修正すること。

3 実演等運行申請

(1) 警察以外からの要請の場合

ア 警察署長は、警察以外から実演等の要請を受けた認定団体から、実演等のため青色回転灯装備車の運行を行おうとする旨の申請を受けたときは、実演等運行申請書（別記様式第20号）、証明書の写し及び要請文等の写しを提出させ、実演等

運行申請書類送付書（別記様式第21号）に添付して、生活安全総務課長を経て送付するものとする。

イ 警察本部長は、実演等運行申請書が要請を受けた認定団体からのものであることを確認し、及び要請文等の内容を審査の上、実演等運行を行うことができることを証する標章（別記様式第22号。以下「実演等運行標章」という。）を作成し、受理署長宛て送付するとともに、実際に運行を行う地域を管轄する警察署長に運行について通知する。この場合において、生活安全総務課長は警察本部青色防犯パトロール管理票に、受理署長は警察署青色防犯パトロール管理票にそれぞれ必要事項を記載すること。

ウ 受理署長は、アの認定団体に、実演等運行標章を交付するとともに、運行終了後、速やかに実演等運行標章を返納するよう指導すること。併せて、交付した旨を生活安全総務課長に連絡すること。

(2) 警察からの要請の場合

ア 認定団体に対し、実演等の要請を行った所属長は、当該実演等の内容を疎明する資料を実演等運行申請書類送付書に添付の上、生活安全総務課長を経て送付すること。

イ 警察本部長は、アの所属長が認定団体に要請した実演等の内容を審査の上、実演等運行標章を作成し、要請を行った所属長宛て送付するとともに、実際に運行を行う地域を管轄する警察署長及び当該認定団体の証明申請に係る受理署長に運行について通知する。この場合において、生活安全総務課長は警察本部青色防犯パトロール管理票に、認定団体の証明申請に係る受理署長は警察署青色防犯パトロール管理票にそれぞれ必要事項を記載すること。

ウ 要請を行った所属長は、要請を受諾した認定団体に、実演等運行標章を交付するとともに、運行終了後、速やかに実演等運行標章を返納するよう指導すること。併せて、交付した旨を生活安全総務課長に連絡すること。

(3) 留意事項

実演等は、原則として、青色防犯パトロールを模した方法により、交通の支障が生じない範囲内で行うこととするが、道路に人が参集するなどのおそれがある場合は、事前に、道路使用許可申請の必要性を検討すること。

4 証明書等の再発行

警察署長は、認定団体から、証明書等又は実演等運行標章を紛失し、毀損し、又は汚損した旨の届出を受けたときは、再交付申請書（別記様式第23号）及び毀損し、又は汚損した場合の当該証明書等又は実演等運行標章を提出させ、再交付申請させること。

5 受付管理票の記載

前記1から4までの申請に係る受理署長（3(2)の証明申請に係る受理署長を除く。）は警察署申請受付管理票に、当該申請に係る書類等の送付を受けた生活安全総務課長は警察本部申請受付管理票にそれぞれ必要事項を記載すること。

一部改正〔平成17年第1113号・第3357号、18年第2567号、25年第4131号、30年第792号〕

第6 証明の取消し

1 警察本部長は、認定団体が次のいずれかに該当すると認めるときは、証明を取り消すことができる。ただし、軽微な誓約違反等で指導により改善が可能な場合は、証明を取り消す前に、指導を行うものとする。

- (1) 青色防犯パトロールを停止したとき。
- (2) 証明の申請の内容に虚偽があったとき。
- (3) 青色回転灯の装備が認められるために必要な要件を満たす団体でなくなったとき。
- (4) 継続的な青色防犯パトロールが行われていないと認められるとき。
- (5) 青色防犯パトロール実施者が受講すべき青色防犯パトロール講習を受講しないとき、配達、通勤その他の業務を兼ねて青色防犯パトロールを行ったときなど、適切な青色防犯パトロールの実施が困難であると認められるとき。
- (6) 前記第3の1(6)に掲げる事項に反したとき。
- (7) パトロール中に違法行為を行うなど不適切な活動を行ったとき。

2 取消しの通知

生活安全総務課長は、前記1により証明を取り消された認定団体がある場合は、証明取消通知書（別記様式第24号）により、当該認定団体にその旨通知するとともに、当該認定団体に係る受理署長に対し、その旨を連絡するものとする。

一部改正〔平成17年第1113号・第3357号、18年第2567号、25年第4131号、26年第2033号、30年第792号〕

第7 証明書等の返納等

1 証明書等の返納

認定団体が、証明の取消しその他の事由により、青色防犯パトロールを実施しなくなったとき（使用する自動車の一部を使用しなくなった場合を含む。）は、当該認定団体の証明申請に係る受理署長は、返納届（別記様式第25号）に交付を受けた証明書等を添付させて、速やかに返納させるものとする。この場合において、受理署長は、認定団体に対し、運輸支局等における車検証等の記載事項の変更手続を行わなければならないことを教示するとともに、返納届及び証明書等を生活安全総務課長に送付するものとする。

2 管理票の記載事項の変更

前記1の返納があったときは、生活安全総務課長は警察本部申請受付票、団体管理票、証明書管理票及び警察本部青色防犯パトロール管理票に、受理署長は警察署申請受付管理票及び警察署青色防犯パトロール管理票にそれぞれ必要事項を記載すること。

3 埼玉運輸支局長に対する通知

生活安全総務課長は、前記1により証明書等を返納させた団体がある場合は、返納・取消連絡票（別記様式第26号）により埼玉運輸支局長に通知するものとする。

4 運輸支局長等からの連絡を受けた場合の措置

生活安全総務課長は、車検証等の記載事項の変更手続がなされた旨の連絡を運輸支局等から受けた場合は、当該連絡に係る自動車の証明書等の返納状況を確認し、返納されていないときは、前記1及び2の手続を行うものとする。

追加〔平成18年第2567号〕、一部改正〔平成25年第4131号、26年第2033号、30年第792号〕

第8 自動車の塗色等に係る指導

青色防犯パトロールに使用する自動車の車体の色を、警ら用無線自動車その他の警察車両に類似した白黒ツートンの塗色とすることは、当該自動車が警察車両であるかのごとく誤解を与え、各種警察活動に支障を及ぼすおそれがあることから、この場合は車体への表示に警察を連想させるような表記等を行うことなく、さらに「〇〇市防犯パトロ

ール」等と大きく表示するなど、警察車両と明確に識別できるような措置をとるよう指導すること。

なお、青色回転灯装備車以外の自主防犯パトロール用車両についても、これと同様の指導を行うこと。

一部改正〔平成17年第1113号、25年第4131号〕

実施日

この通達は、平成16年12月1日から実施する。

実施日（平成17年3月28日生企第1113号）

この通達は、平成17年4月1日から実施する。

実施日（平成17年12月15日生企第3357号）

この通達は、平成17年12月15日から実施する。

実施日（平成18年6月20日生企第2567号）

この通達は、平成18年7月1日から実施する。

実施日（平成20年11月28日務第3307号）

この通達は、平成20年12月1日から実施する。

実施日（平成25年6月6日生企第4131号）

1 この通達は、平成25年7月1日から実施する。

2 この通達の実施前に改正前の第4の規定により交付された証明書等は、改正後の第4の規定により交付された証明書等とみなす。

実施日（平成26年3月17日生企第2033号）

この通達は、平成26年4月1日から実施する。

実施日（平28年8月3日生企第2932号）

この通達は、平成28年8月15日から実施する。

実施日（平30年3月28日務第792号）

この通達は、平成30年4月1日から実施する。

【様式別表省略】